

介護老人保健施設健勝園九条運営規定

《指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーション事業》

2024.9

（事業の目的）

第1条 介護老人保健施設健勝園九条（以下「事業所」という。）において実施する通所〔介護予防通所〕リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護師等の看護職員、介護職員（以下「通所〔介護予防通所〕リハビリテーション従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所〔指定介護予防通所〕リハビリテーションの提供にあたって、ご利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、さらにご利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、必要な日常生活上の世話および機能訓練などの介護、その他の必要な援助を行う。

- 2 ご利用者の要支援状態から要介護状態になることの予防、または、要介護（要支援）の軽減もしくは悪化の防止に資するように、その目標を設定して計画的にサービスを提供するものとする。
- 3 ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者側に立ったサービスの提供に努める。
- 4 事業の実施においては、ご利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 5 指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションサービスの提供に際しては、ご利用者または家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項の他に、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」、「指定介護予防サービス事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 介護老人保健施設健勝園九条
- （2）所在地 大阪府大阪市西区九条南3丁目20番6号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|-------|--------------|
| （1）医 師 | 1. 0名 | （介護老人保健施設兼務） |
| （2）看護職員 | 1. 0名 | |
| （3）介護職員 | 2. 0名 | |
| （4）理学療法士・作業療法士 | 0. 2名 | |
| （5）支援相談員 | 0. 2名 | |

通所〔介護予防通所〕リハビリテーション従事者は、
指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションの業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。
ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日25人とする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、次の通りとする。

- (1) 通所〔介護予防通所〕リハビリテーション計画の作成
- (2) 機能訓練
- (3) 入浴サービス
- (4) 給食サービス
- (5) 生活支援(相談・援助等)、レクリエーション
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎

(利用料等)

- 第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割(一定以上の所得のある方は、2割)の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。
 - 3 食事の提供に要する費用については、別紙料金表のとおり徴収する。
 - 4 その他、指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、別紙料金表のとおり徴収する。
 - 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 6 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 7 法定代理受領サービスに該当しない指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施区域は、大阪市西区・浪速区・中央区・港区の区域とする。

(衛生管理等)

- 第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 この指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者が指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

- 2 利用者が設備を利用するうえで次のことに留意すること。
 - (1) 施設設備をその本来の用途に従って利用すること。
 - (2) 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。
 - (3) 当事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 利用者に対する指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防についての責任者を定め、年 2 回以上（うち 1 回は夜間又は夜間想定）訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションの提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保健団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第 15 条 指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は利用者の人権の擁護および虐待等の防止のため、以下の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待を防止するために従業者に対して研修を実施する
- (2) 利用者およびその家族からの苦情を処理できる体制を整備する

(3) その他、虐待防止のために必要な措置（成年後見人制度の利用支援等）

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思しき利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーションに関する記録を整備し、指定通所〔介護予防通所〕リハビリテーション完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人健勝会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成21年11月1日から施行する。

この規定は、平成22年12月9日から施行する。

この規定は、平成29年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年9月1日から施行する。

別紙

利 用 料

通所リハビリテーション

費 用	日 額	内 訳
食事の提供 に要する費 用	1日あたり 700 円 (税込)	食材料費+調理コスト
日常生活費	1日あたり 100 円 (税込)	フェイスタオル、おしぼり、ティッシュペーパー、 石鹸、シャンプー、リンス等利用者が個人的に使用 する物の費用、
教養娯楽費	1日あたり 100 円 (税込み)	利用者のレクリエーションやクラブ活動等に要す る費用